

北海道開発局発注の工事・業務を受注されている各企業の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、令和2年2月28日に、北海道開発局発注の工事・業務を受注されている各受注者に対して、工事・業務の一時中止（令和2年3月15日までの期間）や工期または履行期限の延長ができる旨を周知し意向確認を行っております。

この措置は、感染拡大防止に向けこの1～2週間が特に重要であることから、受注者各社の社員等への感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から実施しているものです。

なお、北海道開発局発注の工事・業務をこの期間一律に中止するものではありません。

本件に関して、ご不明な点がございましたら、各工事・業務の各開発建設部等の発注担当課、もしくは、北海道開発局事業振興部工事管理課（011-709-2311（内線5485））までお問い合わせください。